							現行	了(令和3年4月	月)									改	正(令和3年7月	月)			
				I	ī				1		単位:mm	ı		1				Ī		I		単位:mm	
編	章 節	条	枝番	エ	種	測定	項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章 節	i 条	枝番	工種	測	定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
	2 3 共 領 前	8路側防護柵	2	路側防護柵 (ガ ドケーブル)	`-	幅	W	-30	1箇所/1基礎毎		出来形管理 基準-53	土木	2 3 一 般 施 的		;	路側防護柵(ガー ドケーブル)	悼	∄ W	-30	1箇所/1基礎毎		基準-53	基準類の 改定に伴 う修正
工事共通編	工	護柵工				基高	さ h	-30		h L		事共通編	エーエ	護柵工	}		基礎	あさ h	-30		h L	※ワイヤー ロープ式防 護柵にも適 用する	
が細						延	長 L	-100				が細					Ð	£ 長 L	-100		F H		
						ケーブル	取付高日	+30 -20	1 箇所 / 1 施工箇所	TROPINADE -						II (deal) and	ケーブル	レ取付高H	+30 -20	1 箇所 / 1 施工箇所	nominals.		
3 土 木 :	2 3 一 股 施 的	伸縮		伸縮装置 (ゴムジョイン ト)		据付り	け高さ	±3	高さについては車道端部及 び中央部の3点を測定	福館方向 せ上げ高さ	出来形管理 基準-58	土木	般通	伸縮	i	伸縮装置 (ゴムジョイン ト)	据付	け高さ	±3	高さについては車道端部及 び中央部の3点を測定	復軸方向 あゴムジョインナ部村の天福東立 の競技の計画画	出来形管理 基準-58	基準類の 改定に伴 う修正
工事共通編	工	装置工				表面∉	の凹凸	3	表面の凹凸は長手方向(橋 軸直角方向)に3mの直線 定規で測って凹凸が3mm以 下	無表面 揺付け高さ		事共通	工工工種	装置工			表面	iの凹凸	3	表面の凹凸は長手方向(橋 軸直角方向)に3mの直線 定規で測って凹凸が3mm以 下	銀付け裏:(⑤)と(⑤の数計画)との差分 仕上げ裏:後打ちコンがある場合(⑤)と(⑤)の差分、 後打ち二分類・場合(⑤)と(⑤)の差分		
が 細						仕上げ	げ高さ	舗装面に対し 0~-2				編					仕上	:げ高さ	舗装面に対し 0~-2		後打ちコンが無い場合「②」と「②」の差分		
3	2 14	: 6		アンカー					全数(任意仮設は除く)		出来形管理	3	2 14	1 6		アンカー				全数(任意仮設は除く)		出来形管理	基準類の
土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土	一般施工(アンカー				削孔液	深さL	設計値以上	-	d o	基準-99	土木工事	一般施工	アンカー			削孑	1深さℓ	設計値以上		م الله الله الله الله الله الله الله الل	基準-99	改定に伴う修正
事 共 通 編	上 (共通)					配置記	呉差 d	100		$\mathbf{d} = \sqrt{\mathbf{x}^2 + \mathbf{y}^2}$		事 共 通 編	上 共		-		配置	置誤差 d	100		H		
					-	せん孔	方向 θ	±2.5度	-								せん	孔方向 θ	±2.5度		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
3	2 15	3		補強土壁		水平、	開度δ	±2.0度	施工延長40m(測点間隔25		出来形管理	3	2 15	5 3		補強土壁				施工延長40m(測点間隔25		出 本形管理	基準類の
土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土土	一 猴 壁 拖 工	補強十		(補強土(テーアルメ)壁工法(多数アンカー	:)	基準	高▽	±50	mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m(または50 m) 以下のものは 1 施工箇	<u>^</u>	基準-100	土木工	一 般 壁 施 工	補強土		(補強土 (テール アルメ) 壁工法) (多数アンカー式	基	準高▽	±50	mの場合は50m) につき1 箇所、延長40m(または50 m) 以下のものは1施工箇	→ -	基準-100	選単類の 改定に伴 う修正
事共通編	I.	壁工		補強土工法) (ジオテキスタ ル補強土工法)		高 さ	. < 3 m	-50	所につき2箇所			事共通編	工.	壁工		補強土工法) (ジオテキスタイ ル補強土工法)	高 さ	h < 3 m	-50	所につき2箇所			
7710						h h	. ≧ 3 m	-100				77112					h	h ≧ 3 m	-100				
						鉛直	度△	±0.03hかつ ±300以内		→ ←							鉛i	直度△	±0.03 h かつ ±300以内		1		
						控え	長さ	設計値以上	1 #r - 1 #r - 1 #r - 1 #r									え長さ †の設計長)	設計値以上	1 #r - 1 #r - 1 #r			
							L < 10m	-20	1 施工箇所毎									L < 10 m	-20	1 施工箇所毎			
						延長]	≧10m L <100m	-50									延長	≧10 m L <100 m	-50				
						1	L ≧100 m	-100										L≧100m	-100				

1

								月)								改〕	正(令和3年7	月)			
	1			ı				1	I	単位:mm		ı	ı			T T		1	I	単位:mm	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	· 枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
8 砂防編	面	4 法面工	鉄筋		鉄筋挿入 (ロックボルト 工)	削孔深さL	設計値以上	全数	・削孔深さ、鉄筋(ロック ボルト)挿入状況について は、監督員が全数の5%	出来形管理 基準-118	8 砂防編	斜面	4 法 面 加 工	筋	鉄筋挿入 (ロックボルト 工)	削孔深さL	設計値以上	全数	・削孔深さ、鉄筋(ロック ボルト)挿入状況について は、医質員が全数量の5%		実態に合わせ修正
が冊	対策		押入工(削孔径R	設計値以上	全数の5%以上かつ3本以上(ビット設置時又は交換時)	かつ3本以上確認するもの とする。		湘	対策	上 f	人		削孔径R	設計値以上	全数の5%以上かつ3本以上(ビット設置時または交換時)	かつ3本以上確認するものとする。		
			ロックボル			配置誤差 d	100	全数の5%以上かつ3本以上	・挿入状況については、全数立会い確認を実施し、確認した記録(様式16)をまとめて検査時に提出すると				2	ツ ク ボ		配置誤差 d	100	全数の5%以上かつ3本以上	・挿入状況については、全 数立会い確認を実施し、確 認した記録(様式16)をま とめて検査時に提出するも		
			上			せん孔方向 θ	±2.5度	全数の5%以上かつ3本以上	のとするただし、立会い確 認以外の別な方法として、 施工後、超音波探査器により鉄筋の長さを確認するこ とが可能な場合には、超音					F		せん孔方向 θ	±2.5度	全数の5%以上かつ3本以 上	のとする。ただし、立会い確認以外の別な方法として、施工後、非破壊試験により鉄筋の長さを確認する場合には、測定方法につい		
						鉄筋(ロックボルト) の挿入状況	挿入状況立会 (目視確認) 規格値「なし」	全数	波探査器による長さ測定試験に代えることが出来るものとする。							鉄筋(ロックボルト) の挿入状況	挿入状況立会 (目視確認) 規格値「なし」	全数	て監督員と協議しなければならない。		
						鉄筋の長さ (超音波探 査器による測定時)	$+40 \sim -20$	全数	・超音波探査器により試験 を実施する場合には、 (社)日本非破壊検査協会 「NDISO非破壊検査技術認定 規格」により2種以上に認 定された有資格者が実施す るものとする。							鉄筋の長さ(<mark>非破壊試</mark> 験による測定時)	$+40\sim -20$	全数	・非破壊試験により測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法と十分な知識を有ち等に有者習会の受容を持ちるとする。受事のある測定機器を使用する。受事のある測定機器を使用する場合は、当該「		
8 砂防	面	7 地下	排		集排水ボーリング	削孔深さ0	設計値以上	全数	d	出来形管理 基準-120		斜面	7 地 手	集非	集排水ボーリング	削孔深さ0	設計値以上	全数	るものとする。	基準-120	基準類の 改定に伴 う修正
編	策	水排除工	水ボーリ			配置誤差d	100		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		編	策	水排除工具	だ		配置誤差 d	100	1	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
			ン グ エ			せん孔方向 θ	±2.5度		d - v x + y				3 2 -	ン グ エ		せん孔方向 θ	±2.5度		$a = \sqrt{x + y}$		
						水平、開度δ	±2.0度														
10 道	4 鋼	8 橋	橋		橋梁用防護柵 橋梁用高欄	天端幅w1	-5∼+10	1径間当たり両端と中央部 の3箇所測定	<u>#1</u>	出来形管理 基準-139	10 道	細	8 6 格	盉	橋梁用防護柵 橋梁用高欄	天端幅w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部 の3箇所測定	(O †	出来形管理 基準-139	基準類の 改定に伴
路編	橋上部	梁付属物	梁用防護			地覆の幅w2	$-10 \sim +20$	_	h1		路編	橋上部	梁付属物 記	梁 用 坊 雀		地覆の幅w2	$-10\sim +20$	-	hi l		う修正
		工	栅 工 7			高さh1	$-20 \sim +30$						工	₩		高さh1	$-20 \sim +30$		WZ		
			橋梁用高欄					-	W2 W3				· 第					-	, w ₃ w ₃		
			欄工			高さh2	$-10\sim +20$		м					司 関 工		高さh2	-10~+20	_	na.		
						有効幅員w3	0~+30	-	14							有効幅員w3	0~+30	_	Ţh2		

				現行(令和3年4月	1)								改正(令和3年7月)			
工種	種 別	試験 試験項目 公分	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等によ る確認		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	ā	試験成績 表等によ る確認	改定理由
路床安定	エ	そ 平板載荷試験の他	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で 行う。	・確認試験である。・セメントコンクリートの 路盤に適用する。		11路床安定	エ	そ の 他	E板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき 1 箇所の割で 行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの 路床に適用する。		誤記修正
型 工		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき 1回の割で行う。	確認試験である。		型 理 工		現	見場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき 1回の割で行う。	確認試験である。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が 認められたとき。	確認試験である。				含	亦比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が 認められたとき。	確認試験である。		
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -284 (ベンゲルマンビー ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良 個所について実施	確認試験である。		-		た	こわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1] -284 (ベンゲルマンビー ム)	設計図書による。	プルーフローリングでの不良 個所について実施	確認試験である。		
14 ア ン カ		必 モルタルの圧縮強度 須 験	試 JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) /日			14 ア ン カ ー		必須験		JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日			
		モルタルのフロー値 験	試 JISR5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			<u></u>		モ験	・ルタルのフロー値試	JSCE-F 521-2018	10〜18秒 Pロート (グランドアンカー設計施工マ ニュアルに合わせる)	練りまぜ開始前に試験は2回 行い、その平均値をフロー値 とする。			基準類 の改定 に伴う 修正
		適正試験 (多サイク 確認試験)	ル グランドアンカ一設 計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に 安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強 度の確認後に実施するこ と。					百正試験(多サイクル 註認試験)	グランドアンカー設 計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に 安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強 度の確認後に実施するこ と。		
		確認試験(1サイク 確認試験)	ル グランドアンカー設 計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に 安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	度の確認後に実施すること。						グランドアンカー設 計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に 安全であること。				

			現行(令和3年4月)								改正(令和3年7月)			
重 種 別 分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 表等によ る確認	工種	種別		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績 表等によ る確認	改定理由
工 須	現場密度の測定 ※右記試験法(3種類) のいずれかを実施す る。	最大粒径≦53mm: 砂置 換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装 調査・試験法便覧 [4] -256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きは、例えば、標準よりも転圧力法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機会を使用する場合や1層当たりの仕上り厚を薄くする場合に)適用する。または、設計図書による。	う。ただし、1,500㎡未満の工 事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔の最低値	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下 でも、規格値を著して下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		15補強土壁工		須	現場密度の測定 ※右記試験法 (3種類) のいずれかを実施す る。	最大粒径≦53mm:砂置 換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装 調査・試験法便覧[4] -256 突砂法		う。ただし、1,500㎡未満の工 事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔の最低値	・左記の規格値を満たして下ります。 大を記の規格値を満たして下場をできませる。 大きなので、(再)をする。 ・橋台背を開きませる。 ・橋台では、下りとする。 ・橋台では、正のは、一般の橋台では、下りとする。(第1210) C・D・E法) 「一般の橋台では、かつ最小902%以上、かつ最小902%以上、かつ最小907%以上、かつ最小95%以上、かつ最小95%以上		基のに修
		または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	での管理は、標準の施工仕様よ	「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層 あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が 2,000㎡以上の場合、その施工 面積を2管理単位以上に分割 するものとする。1管理単位	・最大粒径<100mmの場合に 適用する。 ・左記の規格値を満たして いても、規格値を著しく下 回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上 で、(再)転圧を行うもの とする。・橋台背路位は、下記の通りとする。(統固とする。(統固の計算 りとする。(統固のと、 に一般の橋台背面」 平均92%以上、かつ最小 90%以上 「インテグラルアバット構造の橋台背面」 平均97%以上、かつ最小 95%以上						または、 「RI計器を用いた盛土 の締固め管理要領 (案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) しくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)または、設計図書による。	「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に 適用する。 ・左記の規格値を満たして いても、規格値を著した 回っている点が存在した場合は、監督転圧を行うもの。 とする。 ・橋台背格値は、おける規格値がありとする。 ・橋台間格値は、一下記の験 (JIS A 1210) C・D・E 法) [一般の橋台背面] 平均92%以上、かつ最小 90%以上 [インテグラルアバット構造の橋台で面] 平均97%以上、かつ最小 95%以上		基のに修
			ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	下「管理単位」) に分割して 管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路									下「管理単位」)に分割して 管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路			

			現行(令和3年4月)							改正(令和3年7月)				
工種類	試験 試験項目 分	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験成績 表等によ る確認	エ	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘	要	試験成績 表等によ る確認	改定理由
21	必 現場密度の測定 ※ 名記試験法 (3種類のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置 換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 舗装 調查・試験法便覧 [4] -256 突砂法	【砂質土】・路体:次の密度への締固めが、可能な能のの90%以上(締由の90%以上(統)、の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への締固を大・の密度への総して、に、のでをし、が、の密度への後し、に、に、は、のでは、に、に、は、に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の 工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				須 ※	見場密度の測定 ※右記試験法 (3種類) のいずれかを実施す る。	最大粒径≦53mm:砂置 換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装 調査・試験法便覧[4] -256 突砂法	【砂質土】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部:次の密度への締固めが、可能な範燥密度の95%以上(締固め計験して、間の含水比において、最助計算をは、1JSA1210) A・B法) 【料性土】 ・路体:自然含水比または、1ラフィカビにおいて、空気水比において、空気水比において、空気水比において、空気が登りを図が変がでいまた。 ・路床及び構造物取付け確保で下が85% ≤ Va ≤ 10% または飽和度 Srが85% ≤ Va ≤ 10% または配和で変気 Tが85% ≤ Va ≤ 10% またはでき率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% またはでき率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または記いて、空気間にないで変気 Tが85% ≤ Va ≤ Va が2% ≤ Va ≤ 10% またがである含水比において、空気 Tが Bで で Vaが 2% ≤ Va ≤ 8% ただし、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の 工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				基のに修
		または、 「RI計器を用いた盛土 の緒固め管理要領 (案)」	【砂質土】・路体、監定とは、標準の他工力とは、大きな、上ののでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でので	理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が 2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位 あたりの測定点数の目安を以下に示す。・500㎡未満:5点・500㎡以上1000㎡未満:10点・1000㎡以上2000㎡未満:15点						または、 「RI計器を用いた盛土 の締固め管理要領 (案)」	【砂質士】 ・路体:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。・路床及び構造物取付け部範囲の含水比において、1管理が最高とでで、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1のでは、1をでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1の	理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層 あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が 2,000㎡以上の場合、その施工 面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位 あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点				基のに修
		また、 「TS・GNSSを用 いた盛土の締固め管理 要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	下「管理単位」) に分割して							施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	下「管理単位」) に分割して				

				現行(令和3年4)	月)								改正(令和3年7)	月)			
工種	種 ѕ	式 検 <u>式</u> 計験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等によ る確認	工	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等によ る確認	改定理由
	料 0	を 物性値・成分値は製造 つ 者からの試験表による 也		試験表の確認			0	46 ア ン ツ	料	そ 物 他	勿性値・成分値は製造 者からの試験表による		試験表の確認			0	
カ―舗装		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められた 時。 随時。			カ = 舗 装		3	上の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められた 時。 随時。			
		粒度	JIS A 1102				0			判	並度	JIS A 1102				0	
								-		判	租骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2] -51	細長、あるいは扁平な石材: 10%以下	・中規模以上の工事:施工 前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模工事:2,000㎡以上 とする。 ・小規模工事:2,000㎡未満 とする。 ・材料の品質証明書による ことができる。	0	基準類 の改定 に伴う 修正
	施えての代		プロクターニドール	陸上競技場 80~150 テニスコート 80~120	1, 000 ㎡毎				施工	そ の 他	更度	プロクターニドール	陸上競技場 80~150 テニスコート 80~120	1,000㎡毎			
48 火山砂利	材 そ 料 の 化		JISA1210 (試験方法E法) 舗装調査・試験法便覧	30%以上	・採取地毎に1回及び採取地の変わった場合にはその都度測定する。 ・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。 ・生産者等の試験成績結果によることができる。(ただ			48 火山砂利	料	の他	最大乾燥密度の測定 多正CBRの測定	JISA1210 (試験方法E法) 舗装調査・試験法便覧	30%以上	・採取地毎に1回及び採取地の変わった場合にはその都度測定する。・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。・生産者等の試験成績結果によることができる。(ただ			
			[4] -5		し、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)							[4] -5	20/N=	し、試験実施日が施工期間を 著しくずれていない場合に限 る。)			
		骨材のふるい分け試験	5㎜以下	9~15%以下						í F	骨材のふるい分け試験	∃mm以 r	9~15%以下				
		骨材の洗い試験								f	骨材の洗い試験						
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・採取地毎に1回 ・生産者等の試験成績結果に よることができる。(ただ し、試験実施日が施工期間を 著しくずれていない場合に限		0			判	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・採取地毎に1回 ・生産者等の試験成績結果に よることができる。(ただ し、試験実施日が施工期間を 著しくずれていない場合に限		0	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下						F	骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<u>_</u> る。)			
		凍上試験								J	東上試験			_			
		強熱減量試験								弡	鱼熱減量試験						
		土の浸水試験	JIS A 1218	特記仕様書による	-					3	土の透水試験	JIS A 1218	特記仕様書による				誤記修正

				現行(令和3年4月	1)							改正(令和3年7	月)			
工種	種 閉 [試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等によ る確認	工程別	記	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績 表等によ る確認	改定理由
56 鉄筋挿入工(口	料	鉄筋 (ロックボルト) 長さ	寸法計測	長さ:+40~0mm	全数 (100本を超えたときは、100 本毎に30本を管理)	設計図書による鉄筋 (アンカーボルト)の材料検収及びセメントの空袋検収については、監督員が全数確認(100本を超えたときは、100本毎に30本を確認)するものとする。		56 鉄筋挿入工(口		公 品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			基準類 の改定 に伴い 追加
ックボルトエ)		セメント	使用量	設計値以上	使用したセメント全数量			ツクボルトエ)		定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。 1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均値をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合 監督員が1回以上確認するものとする。		基準類 の改定 に伴う 修正
									そ の 他	そ 外観検査 の (芯材・ナット・プ 也 レート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時:全数(100本を超 えたときは、100本毎に30本を 確認)	監督員が全教確認 (100本を 超えたときは、100本毎に30 本を確認) するものとす る。		基準類 の改定 に伴い 追加
	施工	グラウト材の圧縮強度 試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)/日	グラウト材の圧縮強度試験、フロー値試験については、監督員が1回以上確認するものとする。			必須	び 圧縮強度試験 頁	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合 監督員が1回以上確認するものとする。		基準類 の改定 に伴う 修正
		グラウト材のフロー値試験	JIS A 5201	設計図書による。	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。											基準類 の改定 に伴う 修正
		引抜試験	施工管理基準参考資料 「ロックボルトの引抜 試験」による。	引抜き耐力の80%以上	全数の5%以上かつ3本以上 (引張強度が設定されている 場合)	監督員が管理個数の3%以上かつ2本以上確認するものとする。		が	型 必 ② 須	. 引抜試験 頁	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本 以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクル とする。	監督員が2本以上確認する ものとする。		基準類 の改定 に伴う 修正
									そ の 他	後 適合性試験 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.	地山補強士法設計・施 エマニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	監督員が2本以上確認する ものとする。		基準類 の改定 に伴い 追加

	現行(令和3年4月)																改正(令和3年7月)		改定理由
						写	真管理基準										写真管理基準			以正理田
1. 出) な: る。	に適用 お、フ	真管 する ィル	。 ムカメ	ラを使用		是出とする場合は、「			カメラを使用した撮影〜提 (案)」(国土交通省)によ	1. る。		写真管					を進に定める土木工事の工事写真に -る。	よる管理(デジタルカメラを使用	した撮影〜提出)に適用す	国に準拠して改正
7. 写	真ファ	所一 イル	の整理	及び電子	-媒体への格約	内方法(各種仕様)は	、「デジタル写真管理情報	監督員に提出するものとう 級基準(国土交通省)」に 単(案)(国土交通省)」	こ基づくものとする。	7.		箇所-					「撮影した写真原本を電子媒体に格 7法(各種仕様)は「デジタル写真			国に準拠して改正
9. (1) (2)) 代表) 適宜	性) 語の定義 武表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 下要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。 撮影箇所一覧表 写真管理項目									() 適	の定算	は、設調) 確認できる必要最小限の箇所や枚: する場合は、監督員と提出頻度等		のとする。	国に準拠して改正
									1					Ī			撮影箇所一覧表			国に準拠 して改正
Ē	<u> </u>								摘要		区		分		工. 種		写真管理 撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要	
						品質管理:											品質管理写真撮影箇所·	一覧表		国に準拠して改正
															写真管理	項目				
į	番		号	I	種	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	摘要		番		号		工 種		撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要	
												58			防ソイルセメント 転圧タイプ)	(5るい分け試験 (粒度試験) 含水比試験	1回/1材料 [試験実施中]		
																現	見場密度の測定			
																	E縮強度試験			
												59			防ソイルセメント 流動タイプ)			1施工箇所または 材料毎に1回		
															•			1施工箇所1回		
																圧	E縮強度試験	1 施工箇所または 材料毎に 1 回		
																六	〜価クロム溶出試験	1回/1材料 [試験実施中]		
出来形管理写真撮影箇所一覧表													出来形管理写真撮影箇別	一覧表		国に準拠 して改正				
							写真管理項目										写真管理	項目		
編	章()	节	. 枝番	エ	種	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	摘要	編	章	節	条		工 種		撮影項目	撮影頻度[時期]	摘要	